

国立研究開発法人国立循環器病研究センター病院長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員人事規程（平成22年4月1日制定）第9条の2の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センター病院長候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(病院長候補者の資質及び能力に関する基準)

第2条 病院長候補者の資質及び能力に関する基準については、次のとおりとする。

- 一 日本国の医師免許を有していること
- 二 国立循環器病研究センター病院（以下「センター病院」という。）又はセンター病院以外の病院において、以下のいずれかの業務に従事した経験及び医療安全管理に関する十分な知見を有するとともに、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること
 - ア 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - イ 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - ウ 医療安全管理部門における業務
 - エ その他上記に準ずる業務
- 三 センター病院又はセンター病院以外の病院において、病院長又は副院長及びそれらに準ずる職のいずれかでの組織管理経験があり、高度の医療の提供、開発及び評価等を行う特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有していること
- 四 センター病院の理念及び基本方針を十分に理解し、高い使命感を持って継続的かつ確実に職務を遂行する姿勢及び指導力を有していること

2 前項の基準は公表するものとする。

(病院長の任期)

第3条 病院長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし再任は一回限りとする。

2 任期中に定年に達するときは、任期を定年により退職する日までとする。

(病院長候補者選考委員会の設置)

第4条 病院長候補者の選考に関する事項を審議するため、病院長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成等)

第5条 委員会の委員は、理事会で選定の上、理事長が指名するものとする。

2 理事長は委員の一人とする。また、委員の人数は5人以上とし、うち複数名はセンター病院と特別な関係がある者(医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第7条の3第2項に定める者)以外の者で病院運営に関し広くかつ高い見識を有する者とする。

3 委員会の委員を指名した場合は、委員名簿及び選定理由について公表するものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前項で定める委員のうち理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の多数決をもって決することとする。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その者の意見を聴くことができる。

(委員会における選考)

第9条 委員会での選考は、原則公募により行うこととし、応募のあった候補者について、第2条第1項に定める基準に基づき審査のうえ、1名以上の候補者を理事長に推薦する。

(病院長の任命)

第10条 理事長は、前条により推薦のあった候補者の中から、病院長を任命する。ただし、病院長の任命に当たっては、理事会に意見を求めることができる。

2 病院長の任命を行った場合は、選考結果、選考過程及び選考理由について公表するものとする。

(選考の時期)

第11条 委員会は、次の各号に該当する場合に、病院長候補者を選考する。

- 一 病院長が定年により退職するとき
- 二 病院長の任期が満了したとき
- 三 病院長が辞任を申し出たとき
- 四 その他、病院長が欠けたとき

2 病院長の選考は、前項第一号又は第二号に該当する場合には、原則として定年退職又は任期満了の日の少なくとも90日以前に、同項第三号又は第四号に該当する場合には、すみやかに開始するものとする。

(その他)

第12条 委員会に関する庶務は人事部人事課が行う。

第13条 この規程で定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年9月9日から施行する。

附 則 (令和6年規程第426号)

(施行期日)

この規程は、令和6年5月7日から施行し、令和6年5月1日から適用する。